様式第５号（第７条関係）

誓　　約　　書

 　　年 　　月 　　日

　（あて先）千 葉 市 長

 　　　　　　　 　　　　　　所在地又は住所

 　　 　　　　　　名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

千葉市創業支援補助金の申請に当たり、下記事項を守ることを誓約いたします。
なお、誓約した事項に誤りがあることが判明した場合には、交付された千葉市創業支援

補助金を全額返納することに同意します。

記

１　千葉市暴力団排除条例（平成２４年条例第３６号）第２条に規定する暴力団又は

暴力団員、同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

２　上記事実を確認するため、千葉県警察に照会された際に異議を申し立てないこと。

３　千葉市創業支援補助金交付要綱第３条第１項の要件に該当し、同条第２項の欠格

要件に該当しないこと。

４　本補助金で交付決定を受けた補助対象経費について、別の補助金で重複して交付を受けないこと。

５　その他の法令に違反していないこと。

【参考】千葉市創業支援補助金交付要綱（抜粋）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、第７条の規定による交付申請を行う時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）特定創業支援等事業の認定者である創業者であり、特定創業支援等事業のセミナー等最終日の翌日を起算日として、受講から２年以内であること。

　　　なお、会社である場合は、代表者が特定創業支援等事業計画の認定者である創業者であること。

（２）市内に住民票若しくは主たる事業所を置く個人又は市内に本店を設置する会社であること。交付申請を行う時点で住民票又は本店が市外である場合は、次のいずれかに該当すること。

　　ア　市外に住民票又は主たる事業所を置く個人である場合は、補助期間内に市内に本店を設置する会社を設立又は市内に主たる事務所を設置する開業届を提出すること。

　　イ　市外に本店を設置する会社である場合は、補助期間内に市内に本店を設置する会社を設　　　立又は市内に本店を移転すること。

（３）市税（延滞金を含む）に滞納がないこと。

（４）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、健康保険法（大正１１年法律第７０号）及びその他関連法規等に基づく届出、申請、認定等の事務が適正に行われていること。

（５）労働基準法（昭和２２年法律第４９号）に抵触しないこと。

（６）個人が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

（７）本市の産業振興に寄与することが期待されること。

（８）フランチャイズ契約を締結し、実施する事業でないこと。

（９）店舗等に集客する事業の場合、店舗等の場所及び契約時期の目途が立っていること。

（10）補助対象期間の満了後、市内で事業を継続する意思があること。

（11）本補助金の交付を受けたことがないこと。

（12）第８条第１項に規定する補助金交付決定の日以降、千葉市が行う照会等に積極的に協力する意思があること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した者は、補助事業者の資格を失うも

のとする。

（１）千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第２条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

（２）会社にあっては、代表者又は役員が暴力団員である者

（３）暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（４）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

（５）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

（６）風説を流布し、偽計又は威力を用いて千葉市の信用を棄損し、あるいは千葉市の業務を妨害

する行為を行う者及び恐れのある者

（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行う者

（８）公序良俗に反する事業を行う者やアダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル等の公的な支援の対象として、不適切な事業を行う者

（９）宗教活動又は政治活動を目的とする者

（10）大企業及びみなし大企業

（11）前各号に準ずる行為を行う者